

児童虐待と現代の貧困に関する考察

— 経済的貧困と教育的貧困を中心に —

川上 輝昭

Consideration of Child Abuse and Modern Poverty : Focusing on Economic and Educational Poverty

Teruaki KAWAKAMI

1 はじめに

本稿の課題は、児童虐待の原因を経済的貧困と教育的貧困の両面から考察することである。児童虐待の原因として、一般的には核家族化による世代間の断絶、少子化による兄弟姉妹関係の希薄化、地域における近隣関係の希薄化、そして子育て不安による焦燥感の広がりやストレス感の蓄積等が指摘されている。しかし児童虐待の原因を貧困という視点から捉えた専攻研究は少ない。

バブル経済の崩壊以後、官から民へという政策転換が進められる中で社会福祉制度も根底から見直され、競争原理が取り入れられることによってこの分野にも民間企業の参入が可能になった。また、長引く不況のために企業倒産やリストラによる人員削減が恒常化するとともに正規雇用労働者に代わって派遣労働者や契約労働者が急速に増加した。この労働市場の変化は安定労働者が減少し、不安定労働者の増加を招く結果となった。

この不安定な現象を現代の貧困と捉え、その内容を経済的貧困と教育的貧困とに大別して児童虐待との関連において考察を試みる。経済的貧困は、生活費の不足から栄養失調を来したり発育不全や場合によっては餓死につながったりすることもある。子どもを健全にかつ安全に育成することは保護者の義務であり、その意味においては養育義務に著しく反する行為であり虐待行為である。さらに経済的貧困は、無理心中や自殺等をも引き起こし家族や家庭の崩壊を招くこともある。

教育的貧困は、経済的貧困という事態に直面した場合に家族を守るために生活基盤を再構築していくための生活力が不足又は欠如している状態と仮定したい。後述のように公的保護の申請手続きをしなかったために生活費が困窮し、子どもを放置したり餓死させたりする痛ましい事件も発生している。家族とりわけ子どもの生命や安全を軽視する根底には教育的貧困という問題が存在していると思われる。経済的貧困と教育的貧困を解消することが児童虐待を軽減させるための重要な課題の一つである。

児童虐待は1980年代から深刻な社会問題として取り上げられるようになった。これを受けて2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、虐待防止法)が制定された。この法律では、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等が定められている。そして児童虐待は次のように定義されている。①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての看護を著しく怠ること、④児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、の4項目である。

児童に対する虐待行為を防止するための法律ではあるが、その後も児童虐待に関する相談件数は増え続けている。これは児童虐待件数そのものが増加していることも考えられるが児童相談所への通告義務が生じたことも背景としては考えられる。

厚生労働省の発表によれば、2004(平成16)年度の児童虐待相談件数は前年度に比較して24%増の3万2,979件に達しており、統計を取り始めた1990(平成2)年度以降、最高件数であるとされている。また、虐待者は実母が約50%と半分を占めており、次いで父親の25%、以下、義父、義母の順とされている。¹⁾

これより先、厚生労働省は、増え続ける児童虐待の対応策として2003(平成15)年11月に「児童虐待への対応など要保護児童及び支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性」をとりまとめた。その内容は、児童虐待防止対策の基本的な考え方として、①発生面の見直しの方向性、②待ちの支援から支援を要する家庭への積極的なアプローチによる支援に転換、③家族再統合、家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援、④虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化、の4項目である。²⁾しかし貧困という視点からの虐待防止対策については言及されていない。児童虐待事件の根底には経済的貧困と教育的貧困という問題が存在しているのではないかという課題意識のもとに以下、若干の考察を試みる。

2 児童虐待の実態

(1)児童虐待相談件数の推移

厚生省(現厚生労働省)は、1990(平成2)年度より年度別に児童虐待相談件数の統計を取り始めた。それによると、統計初年度の1990(平成7)年度は1,101件であったが、1995(平成7)年度には2,722件に達し、1999(平成11)年度には1万件を突破している。さらに2003(平成15)年度には26,569件に達した³⁾。これは統計を取り始めた1990(平成2)年度の実に24倍に相当している。この数値は児童相談所への児童虐待に関する相談件数であり、実態はさらに多いものと思われる。(表1)

表1 児童相談所における虐待相談件数

年度	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000
相談件数	1,101	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725
年度	2001	2002	2003				
相談件数	23,274	23,738	26,569				

出典：『平成16年版厚生労働白書』

(2) 虐待件数と死亡者数

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち⁴⁾の調査によれば、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間に1,219人の児童が虐待で死亡している。死亡者数が最も多いのは無理心

中で543人、次いでせっかんによるものが275人、ネグレクトによるものが269人、発作的殺人が121人、その他が11人となっている（表2）。

表2 年度別の虐待による児童死亡数

年度	せっかん	無理心中	ネグレクト	発作的殺人	その他	合計
1995	23	35	25	7	1	91
1996	23	45	18	19	1	106
1997	25	44	21	18	1	109
1998	32	72	13	11	4	132
1999	16	62	32	13	2	125
2000	26	64	32	13	0	135
2001	37	54	36	7	1	135
2002	28	56	34	12	0	130
2003	29	65	31	13	1	139
2004	36	46	27	8	0	117
合計	275	543	269	121	11	1,219

出典：『子どもの虐待死10年の実状』子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（2006）。

3 児童虐待と貧困

(1) 児童虐待と貧困の相関

児童虐待を発生させる原因の一つに貧困という問題が存在しているとの仮説を解明するために、年度別の児童相談所における虐待相談件数と失業者数及び失業率の推移（表3）に着目した。

まず、児童相談所における児童虐待相談件数の前年度比では、2004（平成16）年度が最も多く、6,383件の増加であった。次いで2000（平成12）年度の6,094件、以下、2001（平成13）年度の5,549件、1997（平成9）年度の5,352件の順であった。また、前年度比の増加率では、1999（平成11）年度の67.8%が最も多く、次いで2000（平成12）年度の52.4%、以下、1996（平成8）年度の50.7%、1995（平成7）年度の38.9%の順であった。

一方、失業者数、失業率の推移をみると、失業者数が最も多かったのは2003（平成15）年度で384万人（失業率は5.8%）、次いで2002（平成14）年度が379万人（失業率は5.7%）、以下、2000（平成12）年度が349万人（失業率は5.2%）、1999（平成11）年度が330万人（失業率は5.0%）の順であった。このことから、総じて児童虐待相談件数が多い年度は失業者数・失業率がともに高くなっていることを読み取ることができる。

失業という事態が家庭における生活基盤の不安定さを招き、経済的な生活苦が子育てへの自信や余裕を失わせ、虐待行為や無理心中へとつながっている大きな原因となっているのではないかとと思われる。

表3 児童相談所における虐待相談処理件数と失業者数の推移

年度	相談件数	前年度比	増減率	失業者数(万人)	失業率(%)
1990	1,101			141	2.2
1991	1,171	70	6.4	154	2.4
1992	1,372	201	17.2	151	2.4
1993	1,611	239	17.4	16.8	2.6
1994	1,961	350	22.6	208	3.2
1995	2,722	761	38.9	219	3.3
1996	4,102	1,380	50.7	229	3.5
1997	5,352	1,250	30.5	234	3.5
1998	6,932	1,580	29.5	277	4.1
1999	11,631	4,699	67.8	339	5.0
2000	17,725	6,094	52.4	349	5.2
2001	23,274	5,549	31.3	343	5.1
2002	23,738	464	2.0	379	5.7
2003	26,596	2,858	12.0	384	5.8
2004	32,979	6,383	24.0	333	5.0

出典：社会福祉法人恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所編『日本子ども資料年鑑2005』KTTC中央出版204頁、総務省統計局『労働力調査』より作成。

(2) 貧困が原因と思われる虐待事例

次に掲げる虐待事例は、経済的貧困あるいは教育的貧困が主たる原因ではないかと思われるものを手元の報道資料から列挙したものである。

概要	要旨
① 父親が9歳児を殺害	2002年4月6日、鹿児島県下で多額の借金を抱えた無職の父親(48)が女兒(9)の首を絞めて殺害した。警察の調べに対して「自分も死ぬつもりだった」と供述。(2002年4月7日付朝日新聞)。
② 乳児の白骨体	2002年4月7日、埼玉県下のアパートから白骨化した乳児の6遺体が発見された。このアパートにはかつて35歳と33歳の男女が暮らしていた。家賃は滞納しがちであった。(2002年4月8日付朝日新聞)。
③ 親子が入水で2歳児が死亡	2002年5月28日、三重県下で夫(28)と妻(36)が男児(2)を連れて海に入り、無理心中を図った。夫婦は助かったが男児は死亡した。妻が病気のため手術をし、治療費などのために多額の借金があった。(2002年5月30日付朝日新聞)。
④ 養父が3歳児を殺害	2002年3月23日、愛知県下で無職の養父(22)が男児(3)の腹を手で殴り、内臓破裂による出血性ショックで死亡させた。仕事を持っていなかったこと

	から生活資金に困り、以前から男児に暴力を振るっていた。(2002年6月26日付朝日新聞)。
⑤ 1歳が餓死	2002年7月4日、愛知県下で男児(1)が救急車で病院へ運ばれたがすでに死亡していた。母親は、数日間にわたって十分な食事を与えておらず、男児を餓死させた。おむつの交換もしておらず、育児放棄の状態であった。(2002年7月6日付朝日新聞)。
⑥ 11歳児が餓死	2002年10月17日、岡山県下のアパートで女児(11)の遺体が発見された。無職の母親(50)は「食べ物を買う金が無かったため、蜂蜜をなめて生活していた」と供述。小学校にも通わせていなかった。(2002年10月18日付朝日新聞)。
⑦ 3歳児が栄養失調死	2003年2月末、東京都下で女児(3)が栄養失調で衰弱死した。父親(33)と母親(312)は女児にきちんと食事を与えておらず、体重は1歳児程度であった。母親は「金がなくて病院へ連れて行けなかった」と供述。(2003年3月15日付朝日新聞)。
⑧	
⑨ 1歳児を殺害	2003年4月5日、三重県下で工員(24)が内妻の男児(1)が泣き止まないために、頭や顔を力いっぱい殴り、布団ですし巻きにしたまま押し入れに放置した死亡させた。工員は、借金返済が進まないら立ちを男児への暴力で晴らしていた。(2003年9月23日付朝日新聞)。
⑩ 19歳が餓死	2004年8月2日、大阪府下で少年(19)が餓死した。母親(48)は3週間前から食事を与えておらず、水とジュースのみであった。身長は180センチ程度であったが体重は32キロであった。借家に住んでおり、月収10万円程度で家賃は4万円余、長男を病院へ連れて行く金が無かったらしい。(2004年8月3日付朝日新聞)。
⑪ 1歳児を殺害	2005年8月23日、愛知県下の会社員の父親(36)が男児(1)と女児(3)の胸などを包丁で切りつけた。男児は出血性ショックで死亡し、女児は1か月の大けがをした。借金があり、「将来を悲観して心中しようとした」と供述。(2005年8月24日付朝日新聞)。

(3)事例に対する考察

この虐待事例の原因を経済的貧困と教育的貧困に区別して考察してみたい。

① 経済的貧困

経済的貧困が主たる原因と思われる事例としては、多額の借金が原因で9歳の女児を道連れに無理心中を図った①の事例、同じく多額な借金を苦にして2歳の男児を道連れに無理心中を図った③の事例、無職のために生活資金難から3歳の男児を殴り殺した④の事例、養育放棄の結果、11歳の女児を餓死させた⑥の事例、生活費の不足から3歳の女児を栄養失調死させた⑦

の事例、生活費不足から19歳の少年を餓死させた⑨の事例、借金を苦に3歳の女兒を包丁で刺し殺して自らも手首を切って無理心中を図ろうとした⑩の事例を挙げることができる。なお、⑨の被虐待者は19歳であり、児童福祉法上の年齢を超えているが、18歳未満の頃から虐待行為が繰り返されていたと思われるので敢えて虐待事件として取り上げた。

各事例から読み取ることができるように、生活資金の窮乏が虐待を招いている。緊急な場合には公的保護を受ける勇気が必要である。手続きが複雑あるいは羞恥心が伴うことかも知れないが緊急時に公的保護を受けることによって子どもたちの尊い生命を救うことができる。生活苦から子どもを餓死させたり殺害したりすることがいかに非人間的な行為であり、重い犯罪行為であるかという認識が欠けているのではないと思われる。

それ以前の課題として、命を保ち、支え合う立場から当事者の困窮度に応じて近親者や近隣住民による具体的な相互支援が重要である。しかし核家族化等により孤立しやすいところに現代社会の深刻さがある。核家族の孤立、つまり地域における近隣関係の希薄化も現代社会における深刻な貧困の一面である。

行政機関には、生活困窮者が気軽に福祉事務所へ相談に赴ける雰囲気や普段から保っておくことが求められる。平日の昼間の時間帯だけでなく、夜間や休日の緊急相談に対しても窓口を開いておくという住民本位のサービスが工夫されてよい。この問題に関して中田⁵⁾(2004:128-129)は、福祉事務所の利用状況を母子家庭と父子家庭に分けて次のように指摘している。「母子家庭では、利用している又は利用したことがある・26.4%、利用していない又は利用したことがない・73.6%、今後利用したい・43.2%、父子家庭では、利用している又は利用したことがある・10.8%、利用していない又は利用したことがない・89.2%、今後利用したい・27.0%」。この指摘は生活困窮に際して最も重要で身近な行政機関である福祉事務所と地域住民との関係の見直しの必要性を意味している。

民生委員⁶⁾の役割も重要である。民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けた地域の奉仕者である。その任務は、「社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」⁶⁾とされている。職務は、①住民の生活状態の把握、②援助を必要とする者に対する生活の相談、助言、援助、③福祉サービスの利用に必要な情報の提供、④社会福祉事業者との連携及びその事業に対する支援、⑤福祉事務所等関係行政機関の業務への協力、⑥必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動が挙げられている。

この中でも特に①の住民の生活の状態の把握、②の相談、助言、援助等、そして⑤の福祉事務所への業務協力がきめ細かく行われたいたならば事例のような悲惨な事件の一部は防ぐことができたかも知れない。民生委員は地域住民の生活を守るために重要な役割が課せられているにもかかわらず、名誉職的な存在であったり地域住民に知られていなかったりするケースも珍しくない。地域住民のために具体的に活動できる制度への見直しが課題である。

② 教育的貧困

教育的貧困が主たる原因と思われる事例としては、6体もの乳児を自宅アパートに産み捨てたとされる②の事例、食事を食べさせないだけでなく、おむつの交換もしない等の育児放棄で1歳の男児を餓死させた⑤の事例、泣き止まないことに腹を立てて1歳の男児を殴り殺した⑧の事例を挙げることができる。

児童虐待防止のためには、生活困窮に際しての公的な援助機関や相談機関の役割について、学校教育の段階からその概要を理解しておく必要がある。ここでは緊急に保護を求める必要が

生じた場合に備えて事前学習として何が必要であるかについて触れてみたい。

憲法25条をはじめとする国家による国民の生存権保障の制度やその制度を活用するための具体的な手続きの概要に関する学習は、義務教育段階から繰り返して行われる必要がある。知識として習得しておくことが実際の生活困窮場面で制度を活用することにつながると期待できるからである。社会福祉事務所がどのような役割を担っている役所なのかを知り、その知識を持ち合わせているか否かは決定的に重要である。また、民生委員や児童委員の存在や役割等についても習得しておく必要がある。児童虐待事件が発生した後に「誰に相談してよいか分らなかった」という供述もあり、困ったときに社会福祉事務所や児童相談所、そして地域の民生委員・児童委員等の身近な生活支援者に相談するという心構えを習得しておくことが子どもの命を救うことにつながる。

制度活用の他に生命尊重の学習も不可欠な課題である。このことについて学習指導要領に記載されていることを紐解いてみると、小学校では、「だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする」、「生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する」、「父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする」⁷⁾とされている。中学校では、「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ」、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」、「父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く」⁸⁾とされている。そして高等学校においては、「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野にたって現代社会と人間についての理解を深め、現代社会の基本的な問題について主体的に考え、公正に判断するとともに自ら人間としてのあり方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」⁹⁾とされている。

学校教育の目標として掲げられている人間の生命尊重という精神を、すべての児童生徒に確実にかつ正確に理解させるとともに日々の生活において実践できる資質を養うことが課題である。

4 貧困問題解決の課題

(1)児童手当の見直しによる虐待防止対策

経済的貧困家庭にあっては、児童を扶養するための手当制度は特に重要である。そこで、児童手当法、児童扶養手当法の現状と課題について検討を進める。

① 児童手当法

この法律の目的は、「児童を扶養している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること」(第1条)とされている。

支給期間は従来、義務教育就学前の児童(6歳到達後初めての年度末までの児童)の養育者とされていたが、平成17年度の通常国会で支給期間が「9歳になって最初の3月末日まで」と改正された。支給金額(月額)は第一子・5,000円、第二子・5,000円、第三子以降・10,000円とされている。この制度には、所得制限限度額が設けられており、限度額を超える所得がある場合は支給対象から除外されることになっている。

厚生労働白書10(2004:421)によれば、2002(平成14)年度の児童手当支給状況は、受給者総数・5,884,043人、支給対象児童総数・6,880,786人、支給総額・4,298億3,980万円であつ

た。

経済的理由から養育困難に直面している家庭にとって、一人当たり月額5,000円(第3子以降は1万円)の児童手当は少額であり、増額が望まれる。現実に生活資金がないために栄養失調による衰弱死や餓死という悲惨な事態が発生している以上、金額の引き上げが緊急課題といえる。また、支給方法も一律ではなく、困窮度に応じて支給時期を考慮できる等、制度の見直しも求められる。

支給期間は、6歳到達後初めての年度末までとされていたものが、9歳到達後初めての年度末までに延長されたとはいえ、決して十分とはいえない。義務教育終了まであるいは児童福祉法に定められている児童の期間(18歳)まで延長することが臨まれる。児童手当は、児童の健全育成と次世代育成が目的であり、現実に経済的貧困に苦しんでいる当事者の立場に立って考慮される必要がある。

② 児童扶養手当法

この法律の目的は、「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする」(第1条)とされており、死別、離婚等により父がいない母子家庭等の生活の安定と自立促進のための法律である。母子家庭保護と自立支援のためにこの法律の意義は大きい。

受給者は、父母の離婚等により父と母と生計を同じくしない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者)を監護養育している母等である。受給資格には条件があり、①父母が離婚、②父が死亡、③父が障害の状態にある、④父が生死不明、⑤父が1年以上遺棄している、⑥父が1年以上拘禁されている、⑦未婚の子、に該当している場合に支給されることになっている。支給金額は、児童が一人かつ税法上の扶養親族が一人の場合、年間所得が57万円未満であれば月額41,880円とされている。年間所得が57万円以上から230万円未満の場合、所得に応じて10円刻みで41,870円から9,880円とされている。支給される期間は、年間3回で4月・8月・12月とされている。

厚生労働白書11)(2004-422)によれば、平成14年度末における受給者総数は822,958人であり、理由別の内訳は離婚・726,615人、死別・9,487人、未婚の母子・60,238人、父障害・2,887人、その他・16,978人とされている。

生活困窮家庭にとってはこの金額も低額であり増額が望まれる。支給時期も年間3回ではなく緊急性に応じて当事者が選択できる配慮も必要である。なお、手当支給の算定は、前年度の所得が基準とされており、困窮状態に陥った時点で直ちに受給できる制度改正が望まれる。

(2)教育内容の見直しによる虐待防止対策

児童虐待の原因として人権意識の欠如や生命尊重軽視の問題があることは先に述べた通りである。被虐待者も虐待者と同じ生命を持っている人間であり、誰からも犯されることのない固有の権利があるという意識が備わっていれば悲惨な事件は起きないであろう。この人権と生命尊重の意識を学校教育の中に系統的に折り込んでいく必要がある。

ここでは学校の内外ですでに取り組みされている具体的な内容に触れておきたい。

文部科学省は、道徳教育の充実のための施策として、「近年、生命の大切さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心の低下が指摘されている」¹²⁾として、『心のノート』の

配布、児童生徒の心に響く道徳教育推進事業、道徳教育充実のための教員養成学部等との連携研究事業、心の先生（特別非常勤講師）の配置等を推進するとしている。また、体験活動の推進についての施策では、「近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、様々な体験活動を行うことが有意義」¹³⁾ であるとして、都市部と農山漁村との交流や農林漁業体験や自然体験の推進を打ち出している。

一連の施策は、生命の大切さや他人を思いやる心の育成に有効であるとしても、現在、より深刻化してきている児童虐待への対応としては更に踏み込んだ施策が求められる。例えば、近隣の保育所や幼稚園を訪問し、乳幼児の子どもたちと直接触れ合い、あどけなさや可愛さを実感できる機会を持つことも有効である。

また、体験活動は保育所や幼稚園の訪問だけでなく、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設等をも積極的に訪問し、一般の子どもたちとは異なった環境で生活している子どもたちと触れ合う機会を取り入れることで多様な育ち方を理解することが可能になる。

植木¹⁴⁾ (2005-142) は、平成14年に厚生労働省が全国5か所で実施した「年長児童の出会い・触れ合い・交流モデル事業」の成果を次のように報告している。

「赤ちゃんとの交流で、中・高校生たちは、当初、かわいい、プチプチでやわらかい肌といった感想をもっていたが、回を重ねるごとに赤ちゃんの反応や心身の育ち、世話をする母親たちへの思いが語られるようになり、『この子どもたちが育つ、よい社会をつくらなければ』と語る子どもたちも出てきた。赤ちゃんとの交流は、中・高校生たちに自然と無理なく、人の命や生きることの大切さを伝えることができたようである」。

学校教育の一環として、中・高校生たちが幼い子どもの命の大切さを実感できる貴重な実践といえる。この体験から得た実践が将来、自らの子育てに反映されることを期待したい。

教育的働きかけは将来にその成果が得られるものであり、即効性を期待することはできない。しかし、実体験を踏まえた人権や生命尊重の学習効果は将来において必ず実を結ぶに違いない。

学校教育を担う教師には児童生徒に対する指導だけでなく、保護者への支援も重要な課題である。とかく虐待行為をしている、あるいはその疑いがある保護者に対しては非難や批判に終始しがちであるが、実は保護者も日々の子育てに際して悩んだり苦しんだりしていることが多いのである。この点について柏女 (2001-63) は、「子どもを救うために教師はできる限り保護者への支援も心がけなくてはならない」¹⁵⁾ と指摘している。教師には虐待を目先だけの視点で捉えるのではなく、背景にある子育てで不安やストレス解消や等について根本的に解決を図っていくという思慮深さと具体的な支援の手立てが求められる。

(3)就労支援による虐待防止対策

経済的貧困から生ずる児童虐待防止のためには、保護者に対して所得を得るための支援をする必要がある。厚生労働省は各種の雇用創出の施策を進めている。例えば「若者自立・挑戦プランによる若年者雇用対策の推進、地域の特性や自主性を生かした効果的な雇用創出」もその一例である。しかし、2005（平成17）年12月現在の完全失業率は4.4%、失業者数は265万人を数えている¹⁶⁾。

虐待を受けた子どもの年齢構成をみると、0歳から小学生までが最も多いという結果が示されている（表4）。したがって経済的貧困から生ずる虐待を防止するためには、この年齢に該当している子どもの養育に当たっている保護者の就労支援が優先される必要がある。一般的にそ

の年代は20歳代から40歳代が主である。

表4 虐待を受けた子どもの年齢構成

	(人)				
年度 (平成)	11	12	13	14	15
総数	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569
0～3歳未満	2,393	3,522	4,748	4,940	5,346
3歳～学齢前	3,370	5,147	6,847	6,928	7,238
小学生	4,021	6,235	8,337	8,380	9,708
中学生	1,206	1,957	2,431	2,495	3,116
高校生・その他	581	864	911	995	1,161

出典：『2005国民福祉の動向』第52巻12号、財団法人厚生統計協会、86頁。

5 おわりに

現代の貧困は、経済的貧困、教育的貧困に加えて文化的貧困も考えられる。経済的貧困は家族の暮らしに危機的な状況を招き、それが原因で児童虐待に結びつくこともある。教育的貧困は、困窮に陥った場合に適切な公的保護の申請知識が不足していたり、子どもの発達過程やその特徴に対する理解不足から児童虐待に結びつくこともある。文化的貧困は、保護者が子ども自身が持っている世界や友達関係などの理解不足から児童虐待につながる危険性がある。この課題については別稿で検討を試みたい。

本稿では、この中で児童虐待と経済的貧困及び教育的貧困の問題について若干の考察を試みた。この二つの貧困が引き起こす児童虐待の結末は余りにも悲惨であり残酷である。

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち¹⁷⁾の調査によれば、前述のように1995(平成7)年から2004(平成16)年の10年間に1,024件の児童虐待事件が発生しており、1,219人が死亡している。その内訳は無理心中が最も多く、543人で44.5%を占めている。

無理心中の背景には経済的貧困・教育的貧困以外にも複雑な原因が含まれているとしてもこれらの貧困もまた大きな原因の一つであることに変わりはない。

児童虐待の防止、これは多くの国民の共通の願いある。このため、官民一体となった取り組みが進められている。例えば1歳6か月児・3歳児健康診査における育児不安等に対する心理相談の実施、産後間もない家庭に対する保健師や助産師の訪問、児童相談所における児童虐待相談体制強化のための児童福祉司の増員、地域における情報の共有と即応体制を整えるために保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関の連携が進められている。また民間にあっても各地で子育て支援活動が展開されている。これらの施策や活動は児童虐待防止に一定の成果を期待することができる。

また、虐待の疑いがある家庭には警察官が踏み込んでその事実の有無を確認することも検討されている。¹⁸⁾新しい試みであり抑止や救済効果が期待できるもののプライバシーの保護には慎重の上にも慎重な配慮が求められる。

虐待防止に完璧な対応策は困難であり、今後にも多くの課題が残されている。経済的困窮家庭に対する経済的支援もその一つである。児童虐待の背景に深刻な経済的貧困という課題が存在

している以上、この具体的な解決策が急がなければならない。現に生活苦にあえいでいる子育て中の家庭に対しては金銭による援助が最も有効である。さらに雇用支援として優先雇用制度の具体化も重要である。つまり当面の支援策と中・長期的な支援策とが有効に機能してこそ児童虐待防止の展望を得ることができる。

教育的貧困の面から児童虐待を防止するためには、家庭の危機的状況に際して公的保護を受けることができるという制度の基本理解を促すための工夫が必要である。そのためには行政機関の働きかけはもとより、学校教育の段階から正しい情報を伝え、実際の場で活用できる知識を養っておくことが重要である。

前述のように児童虐待防止法においては、18歳の児童に対して保護者（親権者を含む）が身体的・性的・精神的に虐待を加えること、そして育児放棄の4項目が虐待として定義されている。しかし無理心中や発作的殺人等は含まれていない。児童にとっては無理心中の道連れにされるのも一時的な感情の高まりから暴行を受けたり命を奪われたりすることも虐待である。このような思いから本稿では保護者による暴行や殺人も虐待として考察を進めてきた。経済的貧困や教育的貧困が深刻化すればするほどこの種の虐待は増加すると懸念されるからである。官民が一体となった取り組みをさらに強化し、児童虐待という悲劇が皆無になることを期したい。

注

- 1) 『国民福祉の動向・厚生指針』第52巻第12号、財団法人厚生統計協会、85。
- 2) 『平成16年版厚生労働白書』ぎょうせい、151。
- 3) 『国民福祉の動向・厚生指針』第52巻第12号、財団法人厚生統計協会、85。
- 4) 『子どもの虐待死10年の実状』子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、2006、3－5。
- 5) 真田是・宮田和明他編著『図説・日本の社会福祉』法律文化会。
- 6) 厚生労働省大臣官房統計情報局編『平成15年度社会福祉行政業務報告』財団法人厚生統計協会、467。
- 7) 『小学校学習指導要領』平成10年、財務省印刷局。
- 8) 『中学校学習指導要領』平成10年、財務省印刷局。
- 9) 『高等学校学習指導要領』平成11年、財務省印刷局。
- 10) 『平成16年版厚生労働白書』ぎょうせい。
- 11) 同上。
- 12) 『平成17年版文部科学白書』独立行政法人国立印刷所。
- 13) 同上。
- 14) 植木信一編著『児童福祉』北大路書房。
- 15) 柏女霊峰編著『子どもの虐待-教師の手引き』時事通信社。
- 16) 平成18年1月31日発表の総務省労働力調査。
- 17) 別掲4)。
- 18) 2006年9月27日付朝日新聞。